

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	阿賀町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.aga.niigata.jp/

執行機関名 阿賀町長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	阿賀町賃貸住宅条例(平成19年阿賀町条例第19号)による賃貸住宅の管理に関する事務。
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		阿賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 別表第1の阿賀町賃貸住宅条例(平成19年阿賀町条例第19号)による賃貸住宅の管理に関する事務。
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第1条	阿賀町賃貸住宅条例第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	若年層の定住及び地域の活性化を促進するため、阿賀町賃貸住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		阿賀町賃貸住宅条例 阿賀町賃貸住宅条例施行規則